

「近海を操業区域とする中規模の漁船に関する資格制度のあり方に関する検討会」における議論の整理

令和 2 年 2 月
座長 塚本 達郎

本検討会では、使用者委員、労働者委員及び行政機関のほか、技術的検証を行うための学識経験者及び技術者委員をメンバーとし、規制改革実施計画（令和元年 6 月 21 日閣議決定）に従い、近海中規模漁船に必要とされる海技資格の見直しについて、安全運航の確保を前提に、検討を行ってきた。

本検討会は、委員全員の意見の一致には至らなかったが、令和元年 12 月まで 8 回にわたり議論を重ねてきたところであり、今後、近海中規模漁船に必要とされる海技資格の見直しが行われる際の参考とするため、本検討会における議論を以下のとおり整理する。

1. 近海中規模漁船に関する資格制度の見直しについて

近海中規模漁船に関する資格制度の見直しについては、次の内容で、労働者委員を除き、異論はなかった。

- ① 規制改革実施計画（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、近海中規模漁船について、小型船舶操縦士 1 名の乗組みによる航行を可能とするに当たり、併せて必要となる措置等を検討することとされているが、具体的には、安全の確保を前提に、別紙 1 のとおり、当該漁船の小型船舶操縦者（船長）が修了すべき一定の講習等を措置することが適当である。

- ② 同計画において、上記①を施行するまでの間、乗組み基準の特例を適用し、一定の要件の下、海技士（機関）の乗組みを省略することができることとされているが、具体的には、安全の確保を前提に、別紙2のとおり、機関に関する一定の講習を受講した者が乗り組むこと等を要件とすることが適当である。
- ③ 同計画において、上記①の施行後も、近海中規模漁船について、従前どおりの乗組み基準によることができることとし、この場合において、一定の要件の下、海技士（機関）の乗組みを省略することができることとされているが、具体的には、上記②と同様の措置を行うことが適当である。

2. 労働者委員からの意見

労働者委員からは、上記1の措置について、反対であるとの意見があった。

以 上

(別紙 1)

近海中規模漁船への小型船舶操縦士の乗船措置

1. 小型船舶の要件

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則上の小型船舶の定義を見直し、安全の確保を前提に、次に掲げる要件に適合する近海中規模漁船について、小型船舶操縦士 1 名の乗組みによる航行を可能とする。 [令和元年度末までに省令改正・公布]

(主な要件)

- ① 長さ 24m 未満であること。
- ② 総トン数 80 トン未満であること。
- ③ 推進機関の出力が 750kW 未満であること。
- ④ 機関区域が無人の状態であっても、警報により直ちに機関区域に行くことができるよう措置されたものであること。
- ⑤ A 重油又は軽油を機関の燃料として使用するものであること。
- ⑥ 海岸から 100 海里未満の水域において航行すること。
- ⑦ 僚船による支援体制が確立されていること。
- ⑧ 一航海の日数が 10 日を超えないこと。
- ⑨ 船舶の運航及び機関の運転に関する一定の講習を修了した小型船舶操縦者が乗船すること。(下記 2. 参照)
- ⑩ 小型船舶操縦者が、操舵場所において、一人で操縦を行うことができるものであること。
- ⑪ 適切な見張りを維持するための体制が確保されていること。
- ⑫ 遊漁船業の適正化に関する法律第 2 条第 2 項に規定する遊漁船でないこと。
- ⑬ 船舶自動識別装置(簡易型を含む。)を備え、かつ、これを常時(操業中を除く。)作動させているもの。(推奨)

2. 船舶の運航及び機関の運転に関する一定の講習

近海中規模漁船について、小型船舶操縦士 1 名の乗組みによる航行を可能とするに当たり、当該漁船の小型船舶操縦者(船長)が修了すべき講習の概要は、次のとおり。

(1) 講習の主体

国土交通大臣の登録を受けた民間機関

(2) 講習の内容

[船舶の運航に関する科目]

小型船舶操縦者が、近海中規模漁船の運航に関する業務を行うことができるよう必要な知識・能力を習得させるもの。

講習内容については、次のとおり、小型船舶操縦士として有していない知識・能力であって、近海中規模漁船の取扱い、非常時の措置、関係法規など、近海中規模漁船の運航に必要な内容に限定する。

近海中規模漁船等を使用して実技も行うが、総トン数 20 トン以上の漁船に乗り組み、船舶の運航に関する職務を一定期間行った履歴を有する者については、当該実技を省略することができる。

(講習の内容)

【学科】

1. 近海中規模漁船の取扱い
 - 一 航海計器
 - 二 船舶設備
 - 三 復原性
 - 四 操船
 - 五 レーダー観測
2. 非常措置
 - 一 救命
 - 二 消火
3. 法規
 - 一 免許制度
 - 二 海上交通ルール
 - 三 船長の職務・権限
 - 四 船舶検査制度・登録制度

【実技】

- 一 発航前の準備及び点検
- 二 解らん及び係留
- 三 レーダー及び航海計器の使用
- 四 見張り
- 五 機関の点検
- 六 発進、直進及び停止
- 七 変針、旋回及び連続旋回
- 八 救命及び消火
- 九 避航操船
- 十 離岸及び着岸

[機関の運転に関する科目]

小型船舶操縦者が、メーカーマニュアルに従い、近海中規模漁船のディーゼル機関（出力装置、プロペラ装置、補機、電気設備等を含む。以下同じ。）を運転できるよう必要な知識・能力を習得させるもの。

講習内容については、次のとおり、小型船舶操縦士として有していない知識・能力であって、ディーゼル機関の取扱い、保守点検、故障時の対処など、近海中規模漁船の機関の運転に必要な内容に限定する。

実際の機関又はその模型を使用した実習も行う。

乗船履歴に応じ、講習の内容の一部を省略することができる。

(講習の内容)

- ① ディーゼル機関の取扱い
 - 一 機関の安全な使用
 - 二 機関の概要
 - 三 機関の燃料油・潤滑油・冷却水
 - 四 機関の運転のしかた
 - 五 海洋汚染の防止
- ② ディーゼル機関の保守点検
 - 一 船上における保守点検項目及び周期
 - 二 船上における保守点検要領
- ③ ディーゼル機関の故障時の対処
 - 一 機関の故障原因
 - 二 機関の故障時における応急的な対処
 - 三 火災、浸水による機関の損傷制御

(別紙2)

近海中規模漁船の機関士の乗組み省略要件

1. 海技士（機関）の乗組み基準の見直し

船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第1項の規定による乗組み基準の特例を適用し、安全の確保を前提に、次に掲げる要件に適合する近海中規模漁船について、海技士（機関）の乗組みを省略することができることとする。[令和元年末までに措置]

(主な要件)

- ① 長さ24m未満であること。
- ② 総トン数80トン未満であること。
- ③ 推進機関の出力が750kW未満であること。
- ④ 機関区域が無人の状態であっても、警報により直ちに機関区域に行くことができるよう措置されたものであること。
- ⑤ A重油又は軽油を機関の燃料として使用するものであること。
- ⑥ 海岸から100海里未満の水域において航行すること。
- ⑦ 僚船による支援体制が確立されていること。
- ⑧ 一航海の日数が10日を超えないこと。
- ⑨ 海技士（機関）の代わりに、機関の運転に関する一定の講習を修了した機関担当者が乗り組むこと。(下記2. 参照)
- ⑩ 機関の保守整備に関する陸上の支援体制が確立されていること。
- ⑪ 遊漁船業の適正化に関する法律第2条第2項に規定する遊漁船でないこと。

2. 機関の運転に関する一定の講習

近海中規模漁船について、海技士（機関）の乗組みを省略する代わりに、当該漁船において機関の運転に関する業務を担当する者（機関担当者）が修了すべき講習の概要は、次のとおり。

(1) 講習の主体

国土交通大臣が認める民間機関

(2) 講習の内容

機関担当者が、メーカーマニュアルに従い、近海中規模漁船のディーゼル機関（出力装置、プロペラ装置、補機、電気設備等を含む。以下同じ。）を運転できるよう必要な知識・能力を習得させるもの。

講習内容については、次のとおり、ディーゼル機関の取扱い、保守点検、故障時の対処など、近海中規模漁船の機関の運転に必要な内容に限定する。

実際の機関又はその模型を使用した実習も行う。

乗船履歴に応じ、講習の内容の一部を省略することができる。

(講習の内容)

- ① ディーゼル機関の取扱い
 - 一 機関の安全な使用
 - 二 機関の概要
 - 三 機関の燃料油・潤滑油・冷却水
 - 四 機関の運転のしかた
 - 五 海洋汚染の防止
- ② ディーゼル機関の保守点検
 - 一 船上における保守点検項目及び周期
 - 二 船上における保守点検要領
- ③ ディーゼル機関の故障時の対処
 - 一 機関の故障原因
 - 二 機関の故障時における応急的な対処
 - 三 火災、浸水による機関の損傷制御